

## 堺市自治連合協議会 令和5年6月定例会

### 1. 依頼案件

(1) 堺大魚夜市開催に伴うポスターの掲示依頼について

【広報さかい7月号掲載予定】

(観光部)

堺の夏の風物詩「堺大魚夜市」及びNPO法人全日本ムエタイ連盟堺大魚夜市大会を令和5年7月31日(月)に大浜公園で開催する予定です。

つきましては、下記のとおりポスターをご掲示頂きますようお願い申し上げます。

なお、ポスターは現在制作中であり、完成次第、各校区代表者様または指定送付先まで郵送させていただきますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

掲示希望期間：お届け日より7月31日(月)まで

問合せ・・・Tel 228-7493 観光推進課

Tel 227-8841 堺大魚夜市実行委員会事務局

### 2. 事業説明案件

(1) 第73回「社会を明るくする運動」について

【広報さかい7月号掲載予定】

(堺市社会福祉協議会)

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動で、7月1日から31日までの1か月間が強調月間となります。

堺市推進委員会では、下記のとおり第73回「社会を明るくする運動」堺市大会を開催致しますので、ご案内申し上げます。

また、保護司会、更生保護女性会などの参加を得て各駅頭での啓発活動や、小・中学生による「第26回作文コンテスト」、各区域においての住民集会など「社会を明るくする運動」に関する行事を計画しております。本運動全般にわたり、何卒ご理解あるご協力を重ねてお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染が急拡大している場合など、状況により実施内容を変更する場合がありますので、予めご了承くださいませようお願い申し上げます。

#### 記

行事名 : 第73回「社会を明るくする運動」堺市大会

日時 : 令和5年7月3日(月)午後1時30分～

場所 : 堺市総合福祉会館 6階 ホール

問合せ・・・Tel 232-5420 堺市社会福祉協議会

(2) 令和4年度高齢者防火訪問の実施結果及び令和5年度高齢者防火訪問の実施について

【広報さかい6月号掲載（令和5年度高齢者防火訪問の実施についてののみ）】

(消防局予防部)

前年度実施しました標記事業につきまして、格段のご高配を賜り、無事終了することができましたので、御礼申し上げます。当事業の実施結果は下記1のとおりとなりましたので、ご参考までにご報告いたします。

また、消防局では、令和5年度におきましても、高齢者が安全に安心して暮らせるまちづくりを推進するため、下記2のとおり防火訪問を実施いたします。

防火訪問では、住宅での火災予防対策及び設置が義務づけられている住宅用火災警報器の設置及び維持管理促進を働きかけてまいります。

## 記

### 1 堺市における令和4年度の実施結果について

#### (1) 訪問世帯数等

ア 訪問世帯数 21,069 世帯（うち、対象世帯数 17,942 世帯）

※ 対象世帯数とは、訪問した結果、同居・入院・転居・死亡・施設入所・その他を除いた世帯数。

イ 対象世帯数のうち、対面指導を実施した世帯数 6,812 世帯

#### (2) 主な指導事項について

住宅用火災警報器を設置すること など

#### (3) その他

対面指導ができなかった世帯につきましては、防火訪問カードにリーフレット等を添えて、ポスティングによる啓発を行いました。

### 2 令和5年度の実施予定について

#### (1) 対象

75歳以上の高齢者のみ世帯

#### (2) 実施予定期間

6月から翌年3月まで

※ 令和6年度以降も定例的な事業として実施する予定です。

#### (3) 市民への周知

全世帯に配布される「広報さかい」6月号に、住宅防火対策の啓発と併せて、高齢者の防火訪問を行う旨の内容を記載し、周知する予定です。

問合せ・・・TEL 238-6005 予防査察課

(3) 令和5年度 基幹統計調査の実施について

【広報さかい6月号掲載】

(政策企画部)

統計法に基づく基幹統計調査として、令和5年度は、住宅・土地統計調査を実施しますので、ご報告いたします。

## 1 調査の目的

現住居とそこに居住する世帯の居住状況、現住居以外で保有する住宅・土地等の実態を把握し、住生活基本計画、土地利用計画などの諸施策の基礎資料を得ることを目的として、5年毎に実施されます。

## 2 主務官庁

総務省

## 3 調査の対象

令和2年国勢調査 調査区の中から、総務大臣が指定する地域から定められた方法により抽出された住宅に居住している世帯。(堺市内 1,436 調査区、約 25,000 世帯が対象)

## 4 調査の日程 (調査期日：10月1日)

9月上旬～下旬：調査区域を訪問し、地図及び調査対象世帯の名簿を作成します。

9月下旬：調査対象世帯へ調査票の配布・記入依頼を行います。

10月上旬～中旬：インターネット、郵送、調査員への提出のいずれかの方法で回答します。

## 5 調査項目

### 【住宅等に関する事項】

居住室の数及び広さ、所有関係、敷地面積、構造、建て方 など

### 【世帯に関する事項】

世帯の構成、年間収入、通勤時間、入居時期 など

## 6 調査結果の利用

国や地方公共団体の住宅関連施策等のほか、学術研究等へも利用

## 7 秘密の保護

調査員は、大阪府知事任命の非常勤特別職の地方公務員です。守秘義務がありますので、調査で知った内容等を漏らすことは、固く禁じられています。また、調査内容を統計以外の目的(税金の徴収など)には使用いたしません。

問合せ・・・TEL 228-7450

調査統計担当

(4) ICT を活用した、睡眠リズムの見える化によるひとり暮らし高齢者等の見守りに関する実証プロジェクトの結果報告等について

【広報さかい6月号掲載】

(政策企画部)

## 3. 事務局連絡

### (1) 退任者感謝状について

退任者の感謝状・額縁等を、7月区定例会までに、校区代表者宅又は指定送付先に送付いたしますのでよろしくお願いいたします。

## (2) 自治会手帳について

5月の全体定例会において校区代表者様より「手帳の配布部数について、現状配られている数が校区によっては多すぎる」というご意見をいただきました。

このことについて、手帳の部数減を希望される校区様を確認し、お渡しする数量を調整させていただきたいと思っております。ご希望される校区様は各区自治推進課までお申し出ください。各校区指定送付先への手帳の送付は、6月下旬を予定しております。

## (3) 「スポーツ傷害見舞金」と「スポーツ安全保険」について

### スポーツ障害見舞金

校区自治連合会が主催するスポーツ活動で、2週間以上の治療日数を要する事故にあった場合に、堺市自治連合協議会より見舞金として5,000円を負傷された方へお渡しさせていただきます。

### スポーツ安全保険

校区代表者の皆さんが、堺市自治連合協議会の活動計画に基づく団体活動中（役員会、定例会など）とその往復中に事故にあった場合、下記の内容を補償する保険。※毎年、市自治連事務局の方で加入しているもの

| 傷害保険金額  |              |                        |                       |
|---------|--------------|------------------------|-----------------------|
| 死亡      | 後遺障害<br>(最高) | 事故の日からその日を含めて180日      |                       |
|         |              | 入院日額(1日目から<br>/180日限度) | 通院日額(1日目から/30<br>日限度) |
| 2,000万円 | 3,000万円      | 4,000円                 | 1,500円                |

| 賠償責任保険支払限度額<br>(免責金額なし)              | 突然死葬祭費用保険支払限度額 |
|--------------------------------------|----------------|
| 対人・対物賠償合算1事故5億円<br>(※ただし、対人賠償は1人1億円) | 180万円          |

いずれかに該当する事故・怪我等がありましたら市民協働課又は各区自治推進課までご連絡ください。

## (4) 地域の掲示板について

地域の掲示板に関しまして、日本赤十字社堺市地区本部の交付金積立金を活用し、各校区に掲示板を1基ずつご提供させていただきます。

各校区様のご希望を確認させていただき、数量の把握ができましたら、日本赤十字社堺市地区本部（市民協働課）にて一括して発注を行います。

また、日赤分とは別に、掲示板の購入をご検討されている校区様につきましても数量を確認させていただき、日赤分と合わせて一括で発注させていただきます。

7月7日（金）までに「希望確認書（日赤寄贈分・校区購入分）」を各区自治推進課へご提出をお願いします。